追加条文

以下については、運用を行う場合に既存の運行管理規程に追加することとする。

（遠隔点呼）

同一事業者内の営業所又は営業所の車庫、車内・宿泊施設等の遠隔地、ならびに他社の営業所又は他社の営業所の車庫、車内・宿泊施設等の遠隔地において、「対面点呼による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める告示」による機器（以下、「遠隔点呼機器」という。）を用い、運輸支局に届け出を行った範囲内で点呼（以下、「遠隔点呼」という。）を実施できるものとする。

２．第１項により「遠隔点呼」を実施する場合には、次の各号について確実に実施するものとする。

(1) 遠隔点呼実施営業所（又は車庫）および被遠隔点呼実施営業所等に「遠隔点呼機器」を設置すること。

(2) 管理者は、「遠隔点呼」を実施する前に、報告が必要な内容を確認し、実施方法等を把握しておくこと。

(3) 被「遠隔点呼」実施営業所の管理者は、「遠隔点呼」実施営業所において本規程で定める適切な点呼ができるよう、あらかじめ、点呼に必要な情報を「遠隔点呼」実施営業所の管理者に伝達すること。

(4) 管理者は、遠隔点呼実施営業所（又は車庫）の「遠隔点呼機器」を使用し、「遠隔点呼」を行うこと。なお、「遠隔点呼」の際、乗務員の所属する営業所名および乗務員等の「遠隔点呼」実施場所等を確認すること。

(5) 乗務員等は、被「遠隔点呼」実施営業所または当該営業所の車庫、事業用自動車の車内、宿泊施設などにおいて、管理者が指定する「遠隔点呼機器」を使用し「遠隔点呼」を受けること。

(6) 点呼の内容は通常行う点呼（本規程で定める内容）に準じて実施すること。

※乗務員等のアルコール検知器使用時の静止画や動画、また、車内・宿泊施設等の遠隔地で点呼を行う場合にあっては、乗務員等が点呼を受けた場所も記録し、保存すること。

(7) 管理者は、自営業所の補助者及び乗務員等に対し、正確な点呼を行うために、遠隔点呼機器の使用方法及び注意事項その他必要な事項を、事前に指導・教育すること。

(8) 管理者は、乗務員等の携行品の保持状況又は返却状況を確認すること。

(9) 管理者は遠隔点呼機器に不具合、故障等が生じた場合は、対面もしくは乗務員等が属する営業所で実施が認められている方法で点呼を行い、速やかに修理依頼を行うこと。

また、事前に故障時の連絡体制を把握しておくこと。

(10) 他営業所に所属する乗務員等と「遠隔点呼」を実施した場合、第 16 条から第 18 条で定める点呼結果の記録を、双方の営業所で記録し保存すること。

※記録の保存については、第 2 項(6)と同様とする。

また、遠隔点呼を受けた乗務員等が属する営業所の管理者等は、当該遠隔点呼実施後、速やかに（原則、翌営業日以内とする）、点呼結果の記録を確認すること。

(11) 乗務員等が遠隔点呼等のみを受け、当該乗務員等が属する営業所の管理者等から長期間対面点呼を受けない場合は、１か月に１回以上、管理者等が当該乗務員等と対面等で会話することで健康状態を把握するとともに、当該乗務員に対する指導及び監督を適切に行うことにより、安全運転の遵守等について指導すること。

３．「遠隔点呼」を実施しようとする場合において、当該点呼を実施する１０日前までに、「遠隔点呼」実施営業所および被「遠隔点呼」実施営業所を管轄する運輸支局長に対して、必要な事項を記録した届出書を提出していること。これを変更しようとするときは事前に、または終了しようとするときには遅滞なく、届出書を提出すること。

４．事業者間で遠隔点呼を実施する場合（以下、事業者間遠隔点呼）という。)、前項までに加えて、次の各号により実施するものとする。

(1) 委託事業者及び受託事業者は、双方協議の上、委託受託契約書等を定め、その内容を遵守すること。

(2) 乗務員等に係る個人情報の取扱いについて、委託及び受託事業者で同意を得ること。

(3) 「事業者間遠隔点呼」を行う２か月前までに、委託及び受託事業者を管轄する運輸支局を経由して運輸局に対し、許可申請書等を届け出ること。

またこれを変更しようとするときや終了しようとするときも１５日以内に委託及び受託事業者を管轄する運輸支局を経由して運輸局に対し届け出を行うこと。

(4) 委託事業者及び受託事業者は、あらかじめ、事業者間遠隔点呼実施者と被事業者間遠隔点呼実施者の属する営業所の運行管理者等との間で連絡先を共有し、常時連絡できる体制を整えること。

(5) 上記に係る連絡体制については、冗長性を持たせるものとし、かつ、緊急時の連絡方法等についてあらかじめ定めておくこと。

(6) 委託事業者は、受託事業者に対し、事業者間遠隔点呼が適切に行われているか定期的に調査するとともに、是正すべき事項がある場合は、受託事業者に必要な事項を申し入れるなど適切に業務管理をすること。

(7) 受託事業者は、委託事業者が行う調査・管理について協力するとともに、上記調査によらず受託事業者において是正すべき事項が明らかとなった場合には、受託事業者は当該事項について委託事業者に報告すること。

５．遠隔点呼機器を介して営業所間または事業者間で点呼に係る乗務員等の情報共有が可能である場合、点呼を受ける乗務員等の所属する営業所の運行管理者等以外の運行管理者等から対面で点呼を受けることについては、次の各号により実施するものとする。

(1) 点呼の内容は通常行う点呼（本規程で定める内容）に準じて実施すること。

※乗務員等のアルコール検知器使用時の静止画や動画の記録については、点呼執行者と対面で実施するため、記録は省略しても構わないものとする。

(2) 点呼の結果の記録について、営業所間または事業者間、双方で保存すること。